



自転車用ヘルメットの 購入費を補助します

自転車利用者の交通事故による被害を軽減するため、ヘルメットの着用を促進し、購入費を補助します。

【対象】 区内在住で、過去に本事業を利用して補助を受けていない方

【対象ヘルメット】 次の全てに該当する物

▶ 令和4年12月20日以降に新品で購入した物
(インターネットで購入した物も対象)

▶ 下の安全基準の認証マークが付いている物

※ 中古品(未使用品も含む)や、オークション・個人間売買・譲渡品は対象外

対象となる安全基準の認証を受けているマーク



【補助額】 上限3,000円(1人1個)

【申請期間】 4月22日(月)～令和7年2月28日(金)(消印有効)

※ 上限(2,000個)に達した場合、早めに終了します。

【申請方法】

補助対象のヘルメット購入後に、オンライン申請か、申請書と添付書類を持参か郵送で。申請書は窓口・区民事務所で配布する他、区HPからも取り出せます。



▲詳細はこちら

【添付書類】

- ▶ 使用者の氏名と住所が確認できる書類(運転免許証など)の写し
- ▶ 次の①～⑤が記載されている領収書など
 - ① 申請者または使用者の氏名
 - ② 領収日
 - ③ 領収金額(購入単価が分かること)
 - ④ 購入店名
 - ⑤ 品名または品番(ヘルメットを購入したことが分かること)
- ▶ 上の安全基準の認証が確認できる物(カタログ・取扱説明書・安全基準の認証マーク部分を写した写真など)

【申請書配布・申請・担当課】

〒124-8555 葛飾区役所交通政策課(区役所4階423番)

☎03-5654-6851

お子さん1人の世帯も対象になりました

子ども2人乗せ自転車などの 購入費を補助します

【対象】 区内在住で次の全てに該当する方

▶ 小学生未満の子を1人以上養育していること

▶ 過去3年以内に本事業を利用して補助を受けていないこと

【対象製品】 令和6年4月1日以降に購入した次の新品の物

① BAAマークと幼児2人同乗基準適合車マークの両方が付いている自転車(防犯登録料も対象)

② SGマークが付いている幼児用座席(防風雨シートカバーは対象外)と幼児用ヘルメット

③ ①に該当する電動アシスト付自転車のメーカー純正バッテリー(充電器は対象外)

【補助金額】 購入金額の2分の1(上限5万円)

【対象店舗】 区内全ての自転車販売店(ネット購入を除く)

【申請方法】 補助対象の製品購入後に、オンライン申請か、申請書を郵送で、令和7年3月31日(月)(必着)まで。

申請書は窓口で配布する他、区HPからも取り出せます。

【申請】 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館8階「株ケ-デー・シー内葛飾区子ども2人乗せ自転車購入費助成事業事務センター」

【問い合わせ】

葛飾区子ども2人乗せ自転車等購入費助成事業コールセンター

☎0120-193-133

(月～金曜日(祝日を除く) / 午前9時～午後5時30分)

【申請書配布・担当課】

子育て応援課(区役所4階401番)



▲詳細はこちら

生活保護・児童扶養 手当受給世帯の方へ

区内の指定店舗で補助金額を差し引いた金額で購入する方法もあります。利用される方は購入前にコールセンターへお問い合わせください。



妊娠が分かったら

妊婦歯科健康診査を受けましょう

妊娠中はむし歯や歯周病にかかりやすくなります。おなかの赤ちゃんにも影響するので、歯科健診を受けましょう。妊娠中に1回、区内指定歯科医療機関で受診できます。受診方法など詳しくは、親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に配布した母と子の保健バッグに同封の案内か区HPをご覧ください。



▲詳細はこちら

【担当課】 健康推進課 ☎03-3602-1268

妊娠中に起こりやすい口の中の変化

- ▶ 女性ホルモンの増加
- ▶ 生活リズムの変化
- ▶ 食事回数の増加
- ▶ 食べ物の嗜好の変化
- ▶ 唾液量の減少

むし歯や歯肉炎が発生・進行しやすくなる

歯周病は早産や低体重児出産などの引き金になることがある



歯周病チェック

- 歯みがきの時に出血がある
- 歯肉が赤く腫れている
- 口臭が気になる
- 歯や歯肉がむずがゆい気がする
- 口の中がネバネバする

チェックが付いた方は、歯科医院で定期的に歯石除去や歯のクリーニングを受けて、歯周病を予防しましょう。

チェックが付いたら
要注意!

マタニティパスのご案内

妊娠をお祝いするとともに、公共交通機関の利用を中心とした外出支援を幅広く行うため、交通系ICカードにチャージできる電子マネーを給付します。

申請方法など、詳しくは区HPをご覧ください。

【対象】 区内在住で、親子健康手帳(母子健康手帳)の交付を受けてから1年が経過していない方(他区市町村で手帳の交付を受けた方も対象となります。また、申請後、受取期限が超過した場合は再申請できます)

【給付金額】 6,000円

【担当課】 子育て政策課 ☎03-5654-8293



▲詳細はこちら

4月17日(水)から えきにこわでも 外国人生活相談ができます

日本の生活で困っていることや、いろいろな手続き・制度について中国語と日本語で相談ができます。下の二次元コードから、あなたにわかる言葉で詳しく知ることができます。

〈您在日本生活中遇到的任何问题以及各种手续和制度都可以向我们咨询。〉

【日時】 毎月第3水曜日 午後0時30分～4時30分

毎月の第三个星期三 中午12時30分、至下午4時30分

【会場】 えきにこわ(新小岩1-45-1)

【担当課】 文化国際課 ☎03-5670-2259



▲詳しくはこちら